

実 技 試 験

☆☆☆解答に当たっての注意事項☆☆☆

- ・ 問題数は40問、解答はすべて記述式です。
- ・ 択一問題の場合、選択肢の中から正解と思われるものを1つ選んでください。
- ・ 語群選択問題の場合、語群の中からそれぞれの空欄にあてはまるとと思われる語句・数値を選び、語群に記されたとおりに解答用紙の所定の欄に記入してください。また、語群の語句・数値にそれぞれ番号が付してある場合は、その番号のみを記入してください。
- ・ 語群のない問題の場合、指示に従い解答用紙の所定の欄に直接正解と思われる語句・数値・記号を記入してください。
- ・ 試験問題については、特に指示のない限り、平成25年4月1日現在施行の法令等に基づいて、解答してください（復興特別法人税・復興特別所得税・個人住民税の均等割加算も考慮するものとします）。なお、東日本大震災の被災者等に係る国税・地方税関係の臨時特例等の各種特例については考慮しないものとします。
- ・ 解答は楷書、算用数字（1、2、3…）ではっきりと正しく記入してください（誤字・脱字・略字は不可）。
- ・ 計算問題については、計算結果を解答として所定の欄に記入してください。その際、解答用紙に記載されている単位を使用し、漢字や小数点、上付き数字を使用しないでください。正しく記入されなかった場合、採点されませんのでご注意ください。なお、カンマのあり・なしについては採点には影響しません。

【例1】解答用紙に記載の単位「万円」の場合

可の例：105万円／不可の例：1,050,000円

【例2】解答用紙に記載の単位「円」の場合

可の例：1,005,000円／不可の例：100万5,000円、100.5万円、100.⁵万円

【第1問】下記の（問1）、（問2）について解答しなさい。

問1

ファイナンシャル・プランニングの6つのステップにおける第1ステップ「顧客との関係確立とその明確化」において、ファイナンシャル・プランナー（以下「FP」という）が顧客との信頼関係を築くうえで、最も不適切な行為はどれか。

1. 顧客にFPの経歴や保有資格を説明すること。
2. ファイナンシャル・プランニング業務の具体的な契約内容とその報酬体系を明示すること。
3. 顧客の依頼内容とFPの専門分野や実務経験が適合しているかを確認すること。
4. 顧客のファイナンシャル・プランニングに対する責任をFPが一手に引き受けると約束すること。

問2

「金融商品の販売等に関する法律（金融商品販売法）」に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

- （ア）定期預金、国債、生命保険、外国為替証拠金取引は、いずれも金融商品販売法の適用対象となる金融商品と定められている。
- （イ）金融商品販売法による保護の対象について、個人はすべての者が対象となるが、法人はすべて対象外と定められている。
- （ウ）金融商品販売業者が重要事項の説明義務を怠り、その結果顧客に損害が生じた場合には、金融商品販売業者は損害賠償責任を負わなければならないと定められている。
- （エ）顧客から当該金融商品についての重要事項の説明は不要であるとの申出があった場合には、金融商品販売業者は重要事項の説明を行わなくてよいと定められている。

【第2問】下記の（問3）～（問6）について解答しなさい。

問3

各種経済指標について説明した下表の空欄（ア）、（イ）にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

| 経済指標 | 内容 |
|------|---|
| （ア） | 四半期ごとに行われる調査であり、各企業に対して、アンケート形式により直接業況感を確認する点が特徴である。算出された業況判断DIにより、経営者の景況感を判断することができる。 |
| （イ） | 全国の世帯が購入する家計に係る財およびサービスの価格等を総合した物価の変動を時系列で測定するものであり、「全国」と「東京都区部」の2種類の指数が発表される。調査結果は各種経済施策や年金額の改定などに利用される。 |

- | | |
|------------------|------------|
| 1. （ア）日銀短観 | （イ）消費者物価指数 |
| 2. （ア）日銀短観 | （イ）景気動向指数 |
| 3. （ア）景気ウォッチャー調査 | （イ）消費者物価指数 |
| 4. （ア）景気ウォッチャー調査 | （イ）景気動向指数 |

問4

下記<資料>に関する次の記述の空欄（ア）、（イ）にあてはまる数値または語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、（ア）の解答に当たっては、小数点以下第3位を四捨五入すること。

<資料>

| | A株式会社 | B株式会社 |
|-------------|-------|--------|
| 株価（円） | 4,300 | 10,000 |
| 1株当たり配当金（円） | 90 | 260 |
| 1株当たり純資産（円） | 4,200 | 4,800 |
| 1株当たり利益（円） | 360 | 1,000 |

- ・ A株式会社におけるPER（株価収益率）は、（ア）倍である。
- ・ A株式会社とB株式会社のうち、企業の資産価値を基準とした場合に、より株価が割安な企業と考えられるのは、（イ）株式会社である。

- | | |
|-------------|------|
| 1. （ア）11.94 | （イ）A |
| 2. （ア）11.94 | （イ）B |
| 3. （ア）11.67 | （イ）A |
| 4. （ア）11.67 | （イ）B |

問5

下記<資料>の普通社債（新規発行）に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

<資料／社債発行目論見書の一部>

[MP株式会社普通社債]

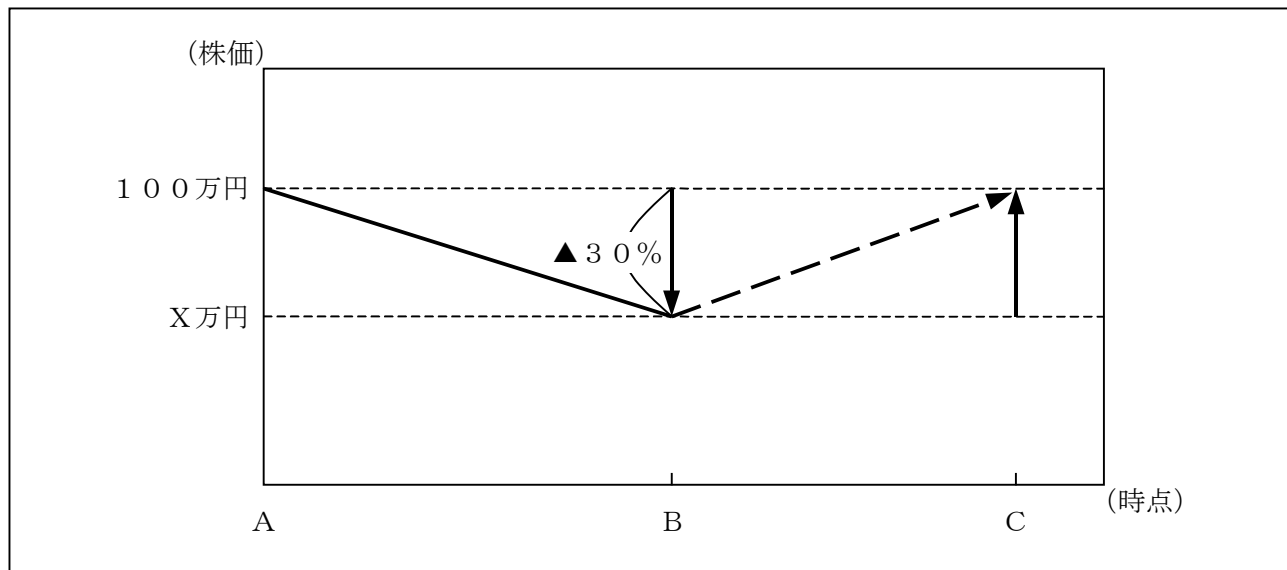
| | |
|---------------------|-----------------------|
| 発行価格：額面100円につき金100円 | 表面利率：年0.86%（税引前） |
| 利払日：毎年3月27日、9月27日 | 申込期間：平成25年9月18日～9月26日 |
| 払込期日：平成25年9月27日 | 経過利子の調整額：なし |
| 償還日：平成30年9月27日 | 償還金額：額面100円につき金100円 |
| 取得格付：BBB（指定格付機関による） | 引受会社：MQ証券株式会社 |

1. この社債を償還日前に換金する場合、受渡代金の計算基準となる債券価格は、その時の市場金利やMP株式会社の財務状況等の影響を受ける。
2. 格付けBBBのこの社債は、通常、投機的債券と呼ばれる。
3. 万一、MP株式会社が額面分の金額を投資家に償還できない場合には、代わりにMQ証券株式会社が投資家に額面金額の償還をすることを保証している。
4. この社債を額面100万円分保有する投資家が利払日に受け取る1回分の税引前利子は8,600円である。

問6

下記<資料>のとおり、Aの時点において100万円で購入した株式が、Bの時点で買値より30%値下がりしてX万円となった。この株価が将来のCの時点で投資元本の100万円を回復するには、X万円に対して何%値上がりすればよいか。なお、計算結果については、%表示単位の小数点以下第2位を四捨五入すること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと（解答用紙に記載されているマス目に数値を記入すること）。

<資料>



【第3問】下記の（問7）～（問10）について解答しなさい。

問7

下記＜資料＞は、中古マンションについての新聞の折込み広告の例である。この広告の内容に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

＜資料＞

売マンション

眺望、住環境良好！

【物件概要】

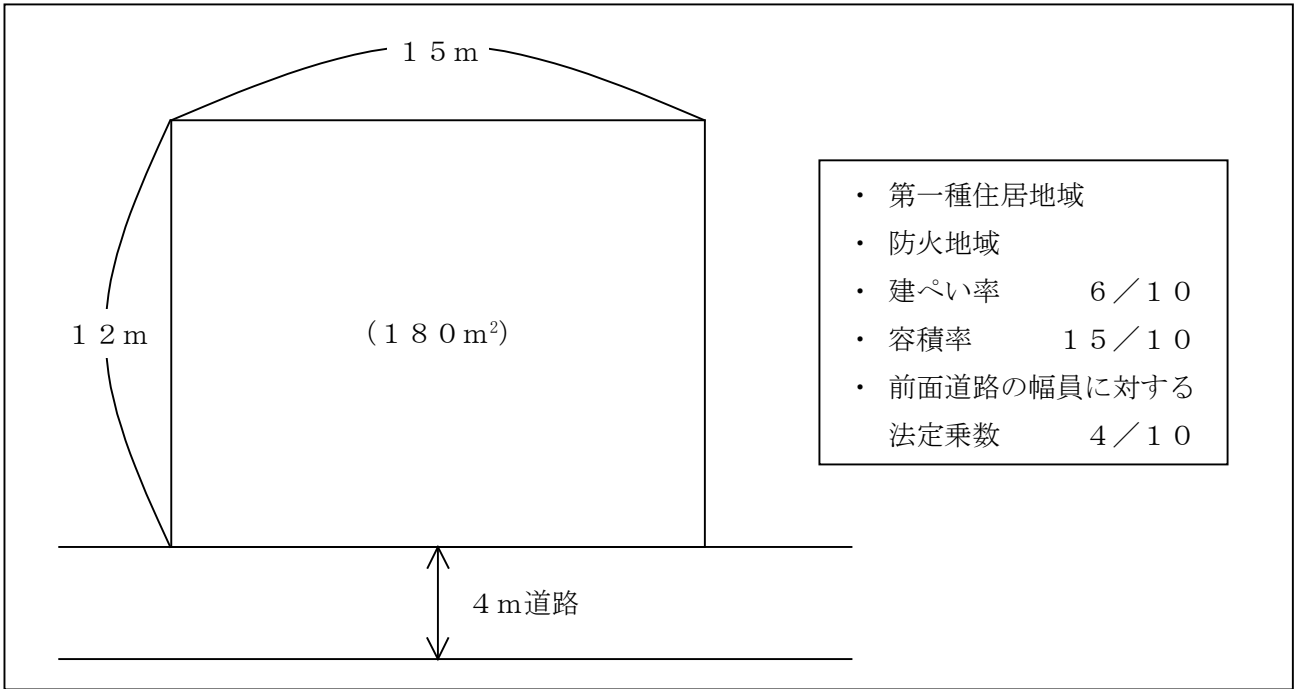
| | |
|-----------|-----------------------|
| 所在地 | : 東京都〇〇市◇◇3丁目 |
| 交通 | : 〇〇線△△駅から徒歩10分 |
| 用途地域 | : 第二種中高層住居専用地域 |
| 販売価格 | : 2,280万円（消費税込み） |
| 階/階建て | : 7階/8階 |
| 専有面積 | : 60.22m ² |
| バルコニー面積 | : 7.98m ² |
| 管理費（月額） | : 11,000円 |
| 修繕積立金（月額） | : 8,250円 |
| 間取り | : 2LDK |
| 構造 | : 鉄筋コンクリート造8階建 |
| 築年月 | : 平成10年6月 |
| 総戸数 | : 80戸 |
| 設備 | : 都市ガス・公営水道・本下水 |
| 現況 | : 居住中 |
| 取引態様 | : 専属専任媒介 |

1. 〇〇線△△駅から物件までの道路距離は、720m超800m以下である。
2. このマンションがある用途地域内には、建築基準法上、小学校や中学校を建築することができる。
3. 一般に、マンション広告等の表記として用いられる専有面積は壁芯面積であるが、これはマンションの専有部分の登記簿上の面積よりも小さい。
4. この物件を購入する場合、通常、宅地建物取引業者に媒介業務に係る報酬（仲介手数料）を支払う。

問 8

建築基準法に従い下記<資料>の土地に耐火建築物を建てる場合、建築面積の最高限度（ア）と延べ面積の最高限度（イ）の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、記載のない条件については一切考慮しないこと。

<資料>



1. (ア) 108 m² (イ) 270 m²
2. (ア) 108 m² (イ) 288 m²
3. (ア) 126 m² (イ) 270 m²
4. (ア) 126 m² (イ) 288 m²

問9

個人の不動産の有効活用等における所得計算と資金収支計算に関する次の記述の空欄（ア）～（エ）にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

＜所得計算の考え方（税引前）＞

収入金額－{必要経費（支出を伴うもの）＋（ア）}＝不動産所得

＜資金収支計算の考え方（税引前）＞

経常的収入－{経常的支出＋（イ）}＝剰余金

所得計算上の必要経費には、支出を伴うもののほか、支出を伴わない経費として（ア）が含まれる。一方、資金収支計算上、支出金額となるのが（イ）である。なお、所得に対する所得税および住民税は、所得計算上の必要経費と（ウ）が、資金収支計算上は支出金額と（エ）。

- 1.（ア）減価償却費 （イ）借入金元本返済額 （ウ）なる （エ）ならない
- 2.（ア）減価償却費 （イ）借入金元本返済額 （ウ）ならない （エ）なる
- 3.（ア）借入金元本返済額 （イ）減価償却費 （ウ）なる （エ）ならない
- 4.（ア）借入金元本返済額 （イ）減価償却費 （ウ）ならない （エ）なる

問10

不動産の売買や賃貸に係る次の（ア）～（エ）の取引に係る対価について、消費税の課税対象となるものには○、課税対象とならないものには×を解答欄に記入しなさい。


- （ア）地面が舗装されフェンスが整備された駐車場の月極の利用料
- （イ）個人が居住用として30年以上にわたり借りている土地の地代
- （ウ）個人が居住用として借りているアパートの家賃
- （エ）売主である宅地建物取引業者に支払う土地の譲渡代金

【第4問】下記の（問11）～（問14）について解答しなさい。


問11

安藤隆さん（38歳）が保険契約者（保険料負担者）および被保険者として加入している生命保険（下記＜資料＞参照）の保障内容等に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる数値を解答欄に記入しなさい。なお、保険契約は有効に継続し、かつ特約は自動更新しているものとし、隆さんはこれまでに＜資料＞の保険から保険金・給付金を一度も受け取っていないものとする。また、各々の記述はそれぞれ独立した問題であり、相互に影響を与えないものとする。

<資料／保険証券1>

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--------------------------|---|--|------------|---------|------------------|-------|----------|-------|----------------|-----------|----------------|-----------|--|--|-------------------|-----------|------------------------------|--|
| 定期保険特約付終身保険 | | 保険証券記号番号 ××-×××××× | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 保険契約者 | 安藤 隆 様 | 保険契約者印 | ◇契約日 平成12年7月1日 ◇主契約の保険期間 終身 ◇主契約の保険料払込期間 35年間 ◇特約の保険期間 10年 (80歳まで自動更新) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 被保険者 | 安藤 隆 様 昭和50年7月13日生 男性 |  | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受取人 | 死亡保険金 安藤 真弓 様 (妻) | 受取割合 10割 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ◇ご契約内容 | | ◇お払い込みいただく合計保険料 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">終身保険金額（主契約保険金額）</td> <td style="text-align: right;">150万円</td> </tr> <tr> <td>定期保険特約保険金額</td> <td style="text-align: right;">2,500万円</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障定期保険特約保険金額</td> <td style="text-align: right;">300万円</td> </tr> <tr> <td>傷害特約保険金額</td> <td style="text-align: right;">300万円</td> </tr> <tr> <td>災害入院特約 入院5日目から</td> <td style="text-align: right;">日額 5,000円</td> </tr> <tr> <td>疾病入院特約 入院5日目から</td> <td style="text-align: right;">日額 5,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（*約款所定の手術を受けた場合、手術の種類に応じて入院給付金日額の10倍・20倍・40倍の手術給付金を支払います。）</td> </tr> <tr> <td>生活習慣病入院特約 入院5日目から</td> <td style="text-align: right;">日額 5,000円</td> </tr> </table> | | 終身保険金額（主契約保険金額） | 150万円 | 定期保険特約保険金額 | 2,500万円 | 三大疾病保障定期保険特約保険金額 | 300万円 | 傷害特約保険金額 | 300万円 | 災害入院特約 入院5日目から | 日額 5,000円 | 疾病入院特約 入院5日目から | 日額 5,000円 | （*約款所定の手術を受けた場合、手術の種類に応じて入院給付金日額の10倍・20倍・40倍の手術給付金を支払います。） | | 生活習慣病入院特約 入院5日目から | 日額 5,000円 | 毎回 ××××円 [保険料払込方式] 月払い | |
| 終身保険金額（主契約保険金額） | 150万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 定期保険特約保険金額 | 2,500万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三大疾病保障定期保険特約保険金額 | 300万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 傷害特約保険金額 | 300万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 災害入院特約 入院5日目から | 日額 5,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 疾病入院特約 入院5日目から | 日額 5,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （*約款所定の手術を受けた場合、手術の種類に応じて入院給付金日額の10倍・20倍・40倍の手術給付金を支払います。） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生活習慣病入院特約 入院5日目から | 日額 5,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

<資料/保険証券2>

| | | | |
|---------|---------------------------------|---|--|
| 終身ガン保険 | | 保険証券記号番号 ○○-○○○○○ | |
| 保険契約者 | 安藤 隆 様 | 保険契約者印  | ◇契約日 平成17年2月1日 ◇主契約の保険期間 終身 ◇主契約の保険料払込期間 終身 |
| 被保険者 | 安藤 隆 様 昭和50年7月13日生 男性 | | |
| 受取人 | 給付金 被保険者 様 死亡給付金 安藤 真弓 様 (妻) | 受取割合 10割 | |
| ◇ご契約内容 | | ◇お払い込みいただく合計保険料 | |
| ガン診断給付金 | 初めてガンと診断されたとき | 100万円 | 毎回 △△△△円 [保険料払込方式] 月払い |
| ガン入院給付金 | 1日目から | 日額 1万円 | |
| ガン手術給付金 | 1回につき | 20万円 | |
| 死亡給付金 | ガンによる死亡 | 20万円 | |
| 死亡給付金 | ガン以外による死亡 | 10万円 | |

隆さんが現時点（38歳）で、

- ・ 交通事故で即死した場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ア）万円である。
- ・ 肺炎で20日間入院した場合（手術は受けていない）、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（イ）万円である。
- ・ 大腸ガン（悪性新生物）で28日間入院し、給付倍率40倍の手術（1回）を受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ウ）万円である。

問 1 2

木内俊行さんが銀行の窓口で契約した下記<資料>の個人年金保険に関する次の(ア)～(ウ)の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。なお、保険料負担者は木内俊行さんである。

<資料> 保険証券 (一部抜粋)

| | |
|--|---|
| ■個人年金保険 | |
| 保険契約者：木内 俊行 様 被保険者：木内 俊行 様 (契約年齢 25歳) 年金受取人：木内 俊行 様 死亡給付金受取人：木内 彰子 様 (妻) | 契約日：平成25年2月1日 保険料払込期間：60歳払込満了 保険料：5,823円 (月払い) *税制適格特約付加 |
| ◆ご契約内容 基本年金額：30万円 (60歳年金支払開始・10年確定年金) | |

- (ア) 毎年支払う保険料は、個人年金保険料控除の対象となる。
- (イ) 契約先の保険会社が破綻した場合には、この保険については預金保険機構による保護の対象となる。
- (ウ) 俊行さんが毎年受け取る年金に係る所得は、所得税(雑所得)の課税対象となる。

問 13

下記の生命保険契約について、保険金・給付金が支払われた場合の課税に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、同じ語句を何度選んでもよいこととする。

<生命保険の加入状況>

| | 保険種類 | 保険料 払込方法 | 保険契約者 (保険料負担者) | 被保険者 | 死亡保険金 受取人 | 満期学資金 受取人 |
|-----|------|-------------|-------------------|------|--------------|--------------|
| 契約A | 終身保険 | 月払い | 夫 | 夫 | 子 | — |
| 契約B | 医療保険 | 月払い | 妻 | 妻 | 夫 | — |
| 契約C | 学資保険 | 年払い | 夫 | 子 | 夫 | 夫 |

- ・ 契約Aについて、子が受け取った死亡保険金は（ア）となる。
- ・ 契約Bについて、妻が受け取った入院給付金は（イ）となる。
- ・ 契約Cについて、夫が受け取った満期学資金は（ウ）となる。

<語群>

1. 相続税の課税対象
2. 贈与税の課税対象
3. 所得税（一時所得）の課税対象
4. 所得税（雑所得）の課税対象
5. 所得税（源泉分離課税）の課税対象
6. 非課税

問 14

自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という）に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

- （ア）自賠責保険は、原動機付き自転車を除くすべての自動車に加入が義務付けられている。
- （イ）自賠責保険の被保険者は、自動車の所有者と運転者である。
- （ウ）死亡事故の場合、自賠責保険から支払われる保険金の支払限度額は、死亡による損害に対しては被害者1人当たり3,000万円、死亡に至るまでの傷害による損害に対しては被害者1人当たり120万円となっている。
- （エ）自賠責保険の保険料は、取り扱う損害保険会社や共済組合によって異なる。

【第5問】下記の（問15）～（問17）について解答しなさい。

問15

野村和代さん（45歳）の平成24年分の収入は、下記のとおりである。平成24年分の野村和代さんの総所得金額として、正しいものはどれか。

<収入>

| 内容 | 金額 |
|------------|-------|
| 給与収入 | 180万円 |
| 年金収入（遺族年金） | 180万円 |

<給与所得控除額の速算表（一部抜粋）>

| 給与等の収入金額 | | 給与所得控除額 |
|------------|------------|-----------------|
| 162.5万円 以下 | | 65万円 |
| 162.5万円 超 | 180万円 以下 | 収入金額×40% |
| 180万円 超 | 360万円 以下 | 収入金額×30%+ 18万円 |
| 360万円 超 | 660万円 以下 | 収入金額×20%+ 54万円 |
| 660万円 超 | 1,000万円 以下 | 収入金額×10%+ 120万円 |

1. 108万円
2. 180万円
3. 288万円
4. 360万円

問 16

藤原誠司さんは、妻と子ども2人との4人暮らしである。誠司さんの平成25年分の所得税を計算する際の所得控除に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、同じ語句を何度選んでもよいこととする。

<資料>

| 氏名 | 続柄 | 年齢 | 職業 | 平成25年中の収入 |
|-------|---------|-----|-----|-----------|
| 藤原 誠司 | 本人（世帯主） | 49歳 | 会社員 | 給与収入520万円 |
| 澄子 | 妻 | 48歳 | パート | 給与収入 65万円 |
| 和臣 | 長男 | 20歳 | 大学生 | 収入なし |
| 美和 | 長女 | 15歳 | 中学生 | 収入なし |

（注1）平成25年12月31日時点のデータである。

（注2）障害者または特別障害者に該当する者はなく、全員藤原誠司さんと同居し、生計を一にしている。

藤原誠司さんの所得控除のうち、配偶者控除は（ア）であり、長男の扶養控除は（イ）、長女の扶養控除は（ウ）である。

<語群>

- | | | | |
|----------|---------|---------|---------|
| 1. 0（ゼロ） | 2. 38万円 | 3. 42万円 | 4. 63万円 |
| 5. 76万円 | 6. 78万円 | 7. 82万円 | |

問 17

個人住民税（所得割）に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

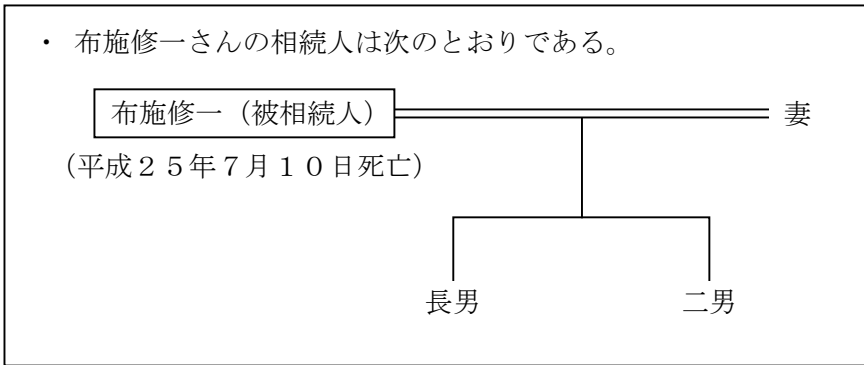
1. 給与所得に係る個人住民税の税額は、前年分の所得金額に基づいて計算される。
2. 個人住民税にも所得税と同様に所得控除があり、個人住民税の基礎控除額は38万円である。
3. 給与所得者の場合は、原則として特別徴収の方法により、給与所得に係る個人住民税額が6月から翌年5月までの12回に分割され、毎月の給与から徴収される。
4. 平成25年度の個人住民税は、平成25年の途中で転居しても、平成25年1月1日現在の住所地の市町村に対して納付することとなる。

【第6問】下記の（問18）～（問21）について解答しなさい。

問18

下記<資料>の布施修一さんの相続における手続き等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

<資料>



1. 修一さんの相続人のうち1人でも限定承認をする場合、相続の開始があったことを知った時から3ヵ月以内に、単独で家庭裁判所に対してその旨の申述をすればよい。
2. 修一さんの相続人のうち1人でも相続放棄をする場合、相続の開始があったことを知った時から3ヵ月以内に、相続人全員が家庭裁判所に対してその旨の申述をしなければならない。
3. 修一さんの相続人に相続税の申告義務がある場合、相続の開始があったことを知った日の翌日から12ヵ月以内に申告書を提出すればよい。
4. 修一さんに平成25年分の所得税の申告義務がある場合、修一さんの相続人は、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヵ月以内に準確定申告書を提出しなければならない。

問 19

下記<資料>の宅地（貸家建付地）について路線価方式により相続税評価を行った場合、相続税評価額の計算式として、正しいものはどれか。

<資料>

← 200C →

20m

300m²

15m

| [借地権割合] | |
|---------|-------|
| 記号 | 借地権割合 |
| A | 90% |
| B | 80% |
| C | 70% |
| D | 60% |
| E | 50% |
| F | 40% |
| G | 30% |

注1：奥行価格補正率14m以上16m未満 1.00
 注2：借家権割合 30%
 注3：この宅地には宅地の所有者の賃貸マンションが建っていて、現在満室（すべて賃貸中）となっている。
 注4：その他の記載のない条件は考慮しないこと。

1. $200,000円 \times 1.00 \times 300m^2$
2. $200,000円 \times 1.00 \times 300m^2 \times 70\%$
3. $200,000円 \times 1.00 \times 300m^2 \times (1 - 70\%)$
4. $200,000円 \times 1.00 \times 300m^2 \times (1 - 70\% \times 30\% \times 100\%)$

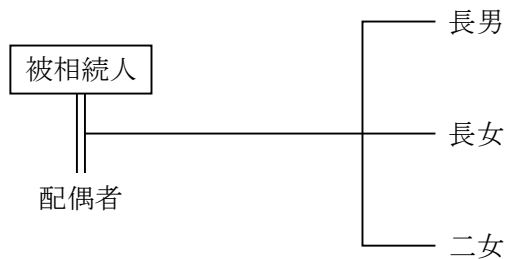
問 20

下記の相続事例（平成25年3月23日相続開始）に基づき、相続税の課税価格の合計額を計算しなさい。なお、記載のない条件については一切考慮しないこと。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

<課税価格の合計額を算出するための財産等の相続税評価額>

| | |
|-----------|----------------------------------|
| 土地 | : 3,500万円（小規模宅地等の評価減特例適用後：700万円） |
| 建物 | : 2,000万円 |
| 現預金 | : 3,000万円 |
| 死亡保険金 | : 2,000万円（生命保険金等の非課税限度額控除前） |
| 債務および葬式費用 | : 500万円 |

<相続人関係図>



※小規模宅地等の評価減特例の適用対象となる要件はすべて満たしており、その適用を受けるものとする。

※死亡保険金は配偶者が受け取っている。

※すべての相続人は、相続により財産を取得しており、相続開始前3年以内に被相続人からの贈与により取得した財産はない。

※相続時精算課税制度を選択した相続人はなく、相続を放棄した者もない。

問 2 1

関さんは、住宅の取得に当たり、FPで税理士の妹尾さんに「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」について質問をした。下記の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な数値または語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。

関さん：「はじめての住宅の取得に当たって、親から贈与を受けることを検討しています。『直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税』を利用した場合、いくらまで贈与税がかからないのですか。」

妹尾さん：「平成25年に贈与を受ける場合には、受贈者ごとに、省エネ等住宅（※）は1,200万円まで、それ以外の住宅は（ア）万円まで非課税で贈与を受けることができます。」

関さん：「この制度による贈与を受けた場合、その年に110万円の基礎控除を受けることはできますか。」

妹尾さん：「同じ年に、暦年課税における110万円の基礎控除を受けることは（イ）です。」

関さん：「贈与を受ける際に、気を付けることはありますか。」

妹尾さん：「例えば、『贈与を受けた年の翌年（ウ）までにその家屋に居住することまたは同日後遅滞なくその家屋に居住することが確実であると見込まれること』などの要件がありますので注意が必要です。」

※「省エネ等住宅」とは、省エネ等基準に適合する住宅用の家屋であることにつき、住宅性能証明書等を贈与税の申告書に添付することにより証明がされたものをいう。

<語群>

- | | | |
|----------|----------|-----------|
| 1. 500 | 2. 700 | 3. 1,000 |
| 4. 可能 | 5. 不可能 | |
| 6. 3月15日 | 7. 3月31日 | 8. 12月31日 |

【第7問】下記の（問22）～（問24）について解答しなさい。

＜鶴見家の家族データ＞

| 氏名 | 続柄 | 生年月日 | 備考 |
|-------|----|-------------|---------|
| 鶴見 健信 | 本人 | 昭和55年 6月25日 | 会社員 |
| 美雪 | 妻 | 昭和56年10月11日 | 主婦（パート） |
| 絵梨香 | 長女 | 平成18年11月30日 | 小学生 |

＜鶴見家のキャッシュフロー表＞

（単位：万円）

| 経過年数 | | | 現在 | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 |
|-------------|---------|-----|-----------------|------|------|------|------|-----------|
| 西暦（年） | | | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 |
| 平成（年） | | | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
| 家族構成 ／年齢 | 鶴見 健信 | 本人 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 |
| | 美雪 | 妻 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 |
| | 絵梨香 | 長女 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
| ライフイベント | | 変動率 | 長女 小学校 入学 | | | 住宅購入 | | 車の 買替え |
| 収入 | 給与収入（夫） | 1% | 557 | 563 | 568 | 574 | 580 | 585 |
| | 給与収入（妻） | — | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| | 収入合計 | — | 657 | 663 | 668 | 674 | 680 | 685 |
| 支出 | 基本生活費 | 2% | 387 | | (ア) | | | |
| | 住居費 | — | 96 | 96 | 96 | 120 | 120 | 120 |
| | 保険料 | — | 42 | 42 | 42 | 38 | 38 | 38 |
| | 一時的支出 | — | 20 | | | 830 | | 300 |
| | その他支出 | 1% | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 11 |
| | 支出合計 | — | 555 | 543 | | | | |
| 年間収支 | | — | 102 | 120 | | | | |
| 金融資産残高 | | 1% | 740 | (イ) | | | | |

※家族の年齢は、各年12月31日現在のものとし、平成25年を基準年とする。

※記載されている数値は正しいものとする。

※問題作成の都合上、一部空欄にしてある。

問 2 2

鶴見家のキャッシュフロー表の空欄（ア）に入る数値を計算しなさい。なお、計算に当たっては、キャッシュフロー表中に記載の整数を使用し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

問 2 3

鶴見家のキャッシュフロー表の空欄（イ）に入る数値を計算しなさい。なお、計算に当たっては、キャッシュフロー表中に記載の整数を使用し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

問 2 4

鶴見さんは、平成 2 8 年に住宅を購入したいと考えているが、今後の金利上昇が気がかりである。そこで、ローン金利の違いが借入可能額に与える影響について F P の落合さんに試算を依頼した。下記<資料 1>に基づき、ローン金利が年 2.5% から年 3.5% に上昇した場合に借入可能額がいくら減少するかを計算しなさい。なお、計算に当たっては<資料 2>を使用し、解答に当たっては正の整数で解答すること（解答用紙に記載されている単位に従うこと）。

<資料 1>

[鶴見さんの住宅取得プラン]

- ・ 平成 2 8 年に購入およびローン返済開始
- ・ 毎月の返済額は 1 0 万円とする
- ・ 返済期間 2 5 年、全期間固定金利、元利均等返済、ボーナス返済なし

<資料 2>

[借入可能額早見表]

(返済期間 2 5 年、全期間固定金利、元利均等返済、ボーナス返済なしの場合)

(単位：万円)

| 毎月返済可能額 ローン金利 (年) | 8 万円 | 9 万円 | 1 0 万円 | 1 1 万円 |
|----------------------|----------|----------|----------|----------|
| 2.0% | 1, 8 8 7 | 2, 1 2 3 | 2, 3 5 9 | 2, 5 9 5 |
| 2.5% | 1, 7 8 3 | 2, 0 0 6 | 2, 2 2 9 | 2, 4 5 1 |
| 3.0% | 1, 6 8 6 | 1, 8 9 7 | 2, 1 0 8 | 2, 3 1 9 |
| 3.5% | 1, 5 9 7 | 1, 7 9 7 | 1, 9 9 7 | 2, 1 9 7 |

※早見表に記載されている数値は正しいものとする。

【第8問】下記の（問25）～（問27）について解答しなさい。

<設例>

下記の係数早見表を乗算で使用し、各問について計算しなさい。なお、税金は一切考慮しないこととする。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこととする。

[係数早見表（年利1.0%）]

| | 終価係数 | 現価係数 | 減債基金係数 | 資本回収係数 | 年金終価係数 | 年金現価係数 |
|-----|-------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 1年 | 1.010 | 0.990 | 1.000 | 1.010 | 1.000 | 0.990 |
| 2年 | 1.020 | 0.980 | 0.498 | 0.508 | 2.010 | 1.970 |
| 3年 | 1.030 | 0.971 | 0.330 | 0.340 | 3.030 | 2.941 |
| 4年 | 1.041 | 0.961 | 0.246 | 0.256 | 4.060 | 3.902 |
| 5年 | 1.051 | 0.951 | 0.196 | 0.206 | 5.101 | 4.853 |
| 6年 | 1.062 | 0.942 | 0.163 | 0.173 | 6.152 | 5.795 |
| 7年 | 1.072 | 0.933 | 0.139 | 0.149 | 7.214 | 6.728 |
| 8年 | 1.083 | 0.923 | 0.121 | 0.131 | 8.286 | 7.652 |
| 9年 | 1.094 | 0.914 | 0.107 | 0.117 | 9.369 | 8.566 |
| 10年 | 1.105 | 0.905 | 0.096 | 0.106 | 10.462 | 9.471 |
| 15年 | 1.161 | 0.861 | 0.062 | 0.072 | 16.097 | 13.865 |
| 20年 | 1.220 | 0.820 | 0.045 | 0.055 | 22.019 | 18.046 |
| 25年 | 1.282 | 0.780 | 0.035 | 0.045 | 28.243 | 22.023 |
| 30年 | 1.348 | 0.742 | 0.029 | 0.039 | 34.785 | 25.808 |

[係数早見表（年利2.0%）]

| | 終価係数 | 現価係数 | 減債基金係数 | 資本回収係数 | 年金終価係数 | 年金現価係数 |
|-----|-------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 1年 | 1.020 | 0.980 | 1.000 | 1.020 | 1.000 | 0.980 |
| 2年 | 1.040 | 0.961 | 0.495 | 0.515 | 2.020 | 1.942 |
| 3年 | 1.061 | 0.942 | 0.327 | 0.347 | 3.060 | 2.884 |
| 4年 | 1.082 | 0.924 | 0.243 | 0.263 | 4.122 | 3.808 |
| 5年 | 1.104 | 0.906 | 0.192 | 0.212 | 5.204 | 4.713 |
| 6年 | 1.126 | 0.888 | 0.159 | 0.179 | 6.308 | 5.601 |
| 7年 | 1.149 | 0.871 | 0.135 | 0.155 | 7.434 | 6.472 |
| 8年 | 1.172 | 0.853 | 0.117 | 0.137 | 8.583 | 7.325 |
| 9年 | 1.195 | 0.837 | 0.103 | 0.123 | 9.755 | 8.162 |
| 10年 | 1.219 | 0.820 | 0.091 | 0.111 | 10.950 | 8.983 |
| 15年 | 1.346 | 0.743 | 0.058 | 0.078 | 17.293 | 12.849 |
| 20年 | 1.486 | 0.673 | 0.041 | 0.061 | 24.297 | 16.351 |
| 25年 | 1.641 | 0.610 | 0.031 | 0.051 | 32.030 | 19.523 |
| 30年 | 1.811 | 0.552 | 0.025 | 0.045 | 40.568 | 22.396 |

[係数早見表 (年利3.0%)]

| | 終価係数 | 現価係数 | 減債基金係数 | 資本回収係数 | 年金終価係数 | 年金現価係数 |
|-----|-------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 1年 | 1.030 | 0.971 | 1.000 | 1.030 | 1.000 | 0.971 |
| 2年 | 1.061 | 0.943 | 0.493 | 0.523 | 2.030 | 1.913 |
| 3年 | 1.093 | 0.915 | 0.324 | 0.354 | 3.091 | 2.829 |
| 4年 | 1.126 | 0.888 | 0.239 | 0.269 | 4.184 | 3.717 |
| 5年 | 1.159 | 0.863 | 0.188 | 0.218 | 5.309 | 4.580 |
| 6年 | 1.194 | 0.837 | 0.155 | 0.185 | 6.468 | 5.417 |
| 7年 | 1.230 | 0.813 | 0.131 | 0.161 | 7.662 | 6.230 |
| 8年 | 1.267 | 0.789 | 0.112 | 0.142 | 8.892 | 7.020 |
| 9年 | 1.305 | 0.766 | 0.098 | 0.128 | 10.159 | 7.786 |
| 10年 | 1.344 | 0.744 | 0.087 | 0.117 | 11.464 | 8.530 |
| 15年 | 1.558 | 0.642 | 0.054 | 0.084 | 18.599 | 11.938 |
| 20年 | 1.806 | 0.554 | 0.037 | 0.067 | 26.870 | 14.877 |
| 25年 | 2.094 | 0.478 | 0.027 | 0.057 | 36.459 | 17.413 |
| 30年 | 2.427 | 0.412 | 0.021 | 0.051 | 47.575 | 19.600 |

※係数表に記載されている数値は正しいものとする。

問25

山田さんは、66歳から10年間、老後の生活資金の一部として、毎年年末に120万円を取り崩していきたいと考えている。年利2.0%で複利運用した場合、1年目の初めにいくらの資金があればよいか。

問26

長谷川さんは、開業資金として、毎年年末に100万円の積立てをすることにした。これを年利1.0%で複利運用した場合、10年後の合計額はいくらになるか。

問27

杉山さんは、住宅購入資金として3,000万円を借り入れることを考えている。これを20年間、年利3.0%で毎年年末に元利均等返済をする場合、毎年の返済額はいくらになるか。

【第9問】下記の（問28）～（問34）について解答しなさい。

<設例>

大津優介さんは、民間企業に勤務する会社員である。優介さんと妻の幸枝さんは、今後の資産形成や家計の見直しなどについて、FPで税理士でもある井上さんに相談をした。なお、下記のデータはいずれも平成25年9月1日現在のものである。

[家族構成]

| 氏名 | 続柄 | 生年月日 | 年齢 | 備考 |
|-------|----|------------|-----|----------|
| 大津 優介 | 本人 | 昭和51年5月11日 | 37歳 | 会社員（正社員） |
| 幸枝 | 妻 | 昭和52年8月30日 | 36歳 | 会社員（正社員） |
| 優也 | 長男 | 平成17年7月14日 | 8歳 | 小学校2年生 |
| 美幸 | 長女 | 平成20年4月12日 | 5歳 | 保育園児 |

[収入金額（平成24年）]

- ・ 優介さん：給与収入600万円（手取り）。優介さんに給与収入以外の収入はない。
- ・ 幸枝さん：給与収入300万円（手取り）。幸枝さんに給与収入以外の収入はない。

[自宅]

- ・ 賃貸マンション：家賃月額12万円（管理費込み）
- ・ マイホームとして販売価格2,700万円（うち消費税額80万円）のマンションを購入する予定である。

[金融資産（時価）]

- ・ 優介さん名義
 - 銀行預金（普通預金）：300万円
 - 銀行預金（定期預金）：300万円
 - MR F : 50万円
- ・ 幸枝さん名義
 - 銀行預金（普通預金）：50万円
 - 銀行預金（定期預金）：200万円

[負債]

負債はない。

[保険]

- ・ 定期保険：保険金額3,000万円、保険契約者は優介さん。
- ・ 学資保険：保険金額200万円、保険契約者は優介さん。

問 28

優介さんは、MR Fの商品性について理解を深めておきたいと思い、F Pの井上さんに質問をした。MR Fの商品性に関する次の記述の空欄（ア）～（エ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。

- ・ 購入単位は（ア）以上1円単位。
- ・ 購入時および換金時には、手数料が（イ）。
- ・ 高格付けの債券のほか、CD、CPなどの短期金融商品で運用する（ウ）である。
- ・ 収益分配金を（エ）計算し、月末に分配金に対する税金を差し引いて一括して再投資する。

- <語群>
- | | | |
|--------------|---------------|---------------|
| 1. 1円 | 2. 100円 | 3. 1,000円 |
| 4. かかる | 5. かからない | |
| 6. 追加型株式投資信託 | 7. 単位型公社債投資信託 | 8. 追加型公社債投資信託 |
| 9. 毎日 | 10. 月に2回 | 11. 月に4回 |

問 29

優介さんは、マンション取得時の住宅ローンとして、「フラット35（買取型）」に関心がある。「フラット35（買取型）」に関する下表の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。

| | |
|---------|---|
| 借入額 | 100万円以上（ア）円以下（1万円単位）で、建設費または購入価額（非住宅部分に関するものを除く）の90%以内 |
| 対象となる住宅 | 住宅金融支援機構が定めた技術基準に適合した住宅で、以下の床面積の住宅 ・ 一戸建て住宅、連続建て住宅、重ね建て住宅の場合：（イ）以上 ・ 共同住宅（マンションなど）の場合：30m ² 以上 |
| 借入金利 | 全期間固定金利であり、（ウ）時の金利が適用される |
| 返済方法 | 元利均等返済または元金均等返済 ※毎月返済だが、6ヵ月ごとのボーナス払い（借入金額の40%以内）も併用可 |

- <語群>
- | | | |
|---------------------|---------------------|---------------------|
| 1. 6,000万 | 2. 8,000万 | 3. 9,000万 |
| 4. 40m ² | 5. 60m ² | 6. 70m ² |
| 7. 融資の申込み | 8. 物件検査申請 | 9. 資金の受取り |

問30

大津さん夫婦が購入する予定のマンションについて、販売価格のうち土地（敷地の共有持分）の価格を計算しなさい。マンションの販売価格は<設例>のとおりとし、計算に際しての消費税の税率は5%とする。なお、計算結果については万円未満を四捨五入すること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

問31

優介さんと幸枝さんは、<設例>のマンション取得資金を下記<資料>のように夫婦共同で負担することを検討している。この場合の税金の取扱いに関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句または数値を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、持分を計算するうえで取得にかかった諸費用等は考慮しないものとする。また、贈与税が生じる場合には、下記<資料>に記載のない他の資金から支払うものとする。

<資料>

| | | |
|-------|---|---------|
| 頭金 | 優介さんの預金 | 300万円 |
| | 幸枝さんの預金 | 100万円 |
| | 幸枝さんが平成25年中に受ける叔母からの資金贈与 (これ以外に幸枝さんが平成25年中に受ける贈与はない) | 200万円 |
| 住宅ローン | 優介さん名義 | 1,500万円 |
| | 幸枝さん名義 | 600万円 |
| 合計 | | 2,700万円 |

- ・ 取得資金の負担割合に応じて、優介さんの持分を（ア）、幸枝さんの持分を（イ）とする所有権の登記を行えば、優介さんと幸枝さんの間で贈与は生じない。
- ・ 幸枝さんが叔母から贈与を受けた資金について課税される贈与税は（ウ）円である。

<贈与税の速算表（一部抜粋）>

| 基礎控除後の課税価格 | 税率 | 控除額 |
|------------------|-----|------|
| 200万円 以下 | 10% | — |
| 200万円 超 300万円 以下 | 15% | 10万円 |

<語群>

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 1. 2分の1 | 2. 3分の1 | 3. 3分の2 | 4. 4分の1 |
| 5. 4分の3 | 6. 0 | 7. 9万 | 8. 20万 |

問32

幸枝さんは、仮に優介さんが在職中の37歳で死亡した場合の公的年金の遺族給付についてFPの井上さんに相談をした。幸枝さんが65歳になるまでに受給できる遺族年金に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、優介さんは大学卒業後の22歳から死亡時まで厚生年金保険に加入しているものとし、家族に障害者に該当する者はいないものとする。また、遺族給付の額の計算においては下記<資料>の金額を使用することとし、記載以外の遺族給付の受給要件はすべて満たしているものとする。

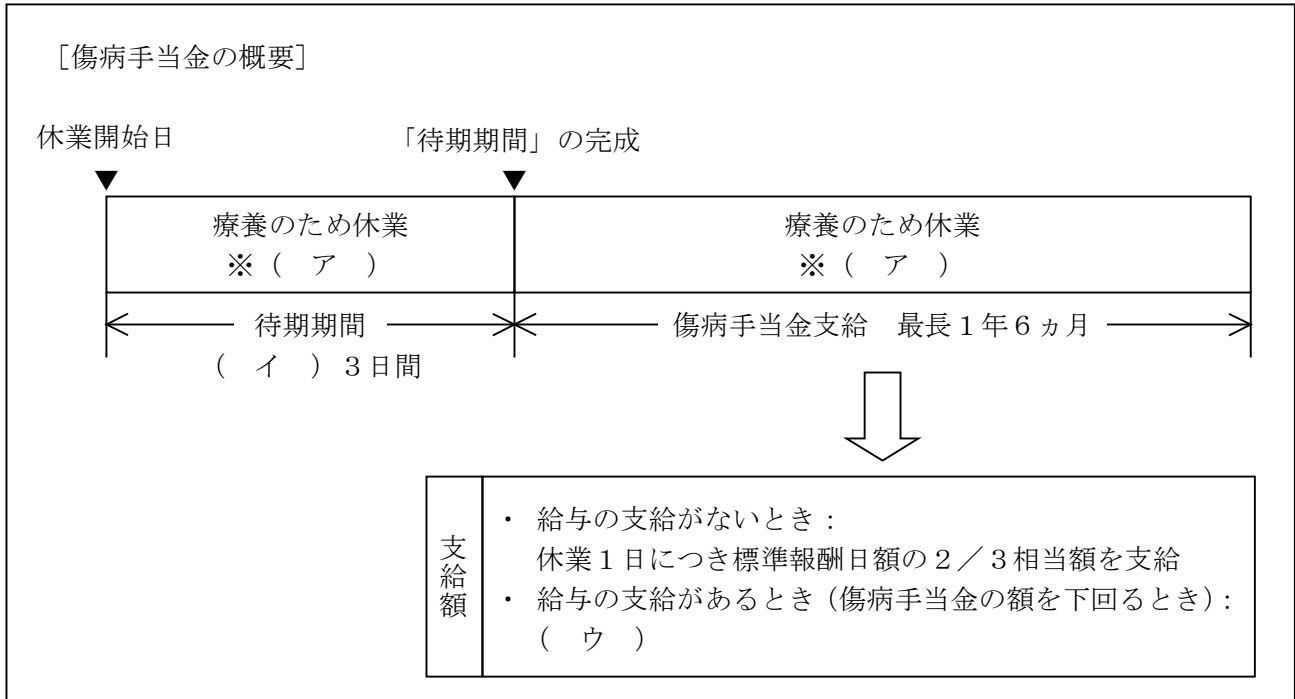
<資料>

| | |
|----------------|------------|
| ・ 遺族厚生年金の額 | : 490,000円 |
| ・ 中高齢寡婦加算額 | : 589,900円 |
| ・ 遺族基礎年金の額 | : 786,500円 |
| ・ 遺族基礎年金の子の加算額 | |
| 第1子・第2子(1人当たり) | : 226,300円 |
| 第3子以降(1人当たり) | : 75,400円 |

1. 優介さんの死亡時点において、幸枝さんが受給できる遺族年金の額は「2,319,000円」である。
2. 優也さんが18歳に達した日以後の最初の3月31日を終了すると、幸枝さんが受給できる遺族年金の額は「1,602,700円」に改定される。
3. 美幸さんが18歳に達した日以後の最初の3月31日を終了すると、幸枝さんが受給できる遺族年金の額は「1,079,900円」に改定される。
4. 幸枝さんが55歳に達すると、幸枝さんが受給できる遺族年金の額は「490,000円」に改定される。

問 3 3

優介さんは、病気やケガで働けなくなったとき、健康保険からどのような給付が受けられるのかF Pの井上さんに相談をした。井上さんが傷病手当金の概要について説明した下図の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、優介さんは全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の被保険者である。



1. （ア）自宅療養を除く （イ）通算して （ウ）差額を支給
2. （ア）自宅療養を含む （イ）連続して （ウ）差額を支給
3. （ア）自宅療養を含む （イ）通算して （ウ）支給されない
4. （ア）自宅療養を除く （イ）連続して （ウ）支給されない

問34

幸枝さんの母の志田美代子さん（昭和28年4月3日生まれ）の公的年金加入歴等が下記＜資料＞のとおりである場合、美代子さんの老齢基礎年金の受給資格期間に算入される期間（合計月数）として、正しいものはどれか。なお、美代子さんの夫（幸枝さんの父・昭和26年4月9日生まれ）の志田陽一さんは、大学卒業後から家業を継ぎ個人事業主として飲食業を営んでいたが（その間は国民年金の被保険者）、平成19年7月より株式会社TMに勤務し厚生年金保険の被保険者となっている。

＜資料＞

[志田美代子さんの公的年金加入歴等]

| (昭和) | | | (平成) | | |
|------|-----|------|------|-----|-----|
| 48年 | 51年 | 58年 | 14年 | 19年 | 25年 |
| 4月 | 4月 | 4月 | 4月 | 7月 | 4月 |
| ▼ | ▼ | ▼ | ▼ | ▼ | ▼ |
| ① | ② | ③ | | ④ | ⑤ |
| 36月 | 84月 | 228月 | | 63月 | 69月 |
| ▲ | ▲ | | | | ▲ |
| 20歳 | 23歳 | | | | 60歳 |
| (結婚) | | | | | |

① 厚生年金保険の被保険者期間 : 36月
 ② 国民年金の保険料未納期間 : 84月
 ③ 国民年金の保険料納付済期間 : 228月
 ④ 国民年金の保険料免除期間（半額免除） : 63月
 ⑤ 国民年金の第3号被保険者期間 : 69月

※上記以外に保険料納付済期間はないものとする。
 ※合算対象期間は考慮しないものとする。
 ※④の半額免除期間については、免除以外の保険料を納付しているものとする。

1. 228月
2. 297月
3. 333月
4. 396月

【第10問】下記の（問35）～（問40）について解答しなさい。

<設例>

上場企業MZ株式会社の社員である大場隆志さんと妻の慶子さんは、今般、両親の相続や自分たちの老後のことなどに関して、FPで税理士でもある米田さんに相談をした。なお、下記のデータはいずれも平成25年9月1日現在のものである。

I. 家族構成（同居家族）

| 氏名 | 続柄 | 生年月日 | 年齢 | 備考 |
|-------|----|------------|-----|-----|
| 大場 隆志 | 本人 | 昭和30年6月29日 | 58歳 | 会社員 |
| 慶子 | 妻 | 昭和30年2月17日 | 58歳 | パート |
| 早紀 | 長女 | 昭和61年4月11日 | 27歳 | 会社員 |
| 良樹 | 長男 | 平成 2年8月30日 | 23歳 | 会社員 |

II. 大場家（隆志さんと慶子さん）の財務データ

<資料1：保有財産（時価）>

（単位：万円）

| | 隆志 | 慶子 |
|----------------|--------|--------|
| 金融資産 | | |
| 預貯金等（外貨預金を含む） | 2,200 | 700 |
| 株式 | — | 200 |
| 社債 | 300 | — |
| 生命保険（解約返戻金相当額） | （各自計算） | （各自計算） |
| 不動産 | | |
| 土地（自宅敷地） | 2,800 | — |
| 建物（自宅家屋） | 500 | — |
| その他（動産等） | 200 | 100 |

<資料2：負債残高>

住宅ローン：550万円（債務者は隆志さん。団体信用生命保険付き）

<資料3：生命保険>

(単位：万円)

| 保険種類 | 保険契約者 | 被保険者 | 死亡保険金受取人 | 保険金額 | 解約返戻金相当額 | 保険期間 |
|------------------|-------|------|----------|-------|----------|---------|
| 定期保険特約付 終身保険A | | | | | | |
| 終身部分 | 隆志 | 隆志 | 慶子 | 300 | 130 | 終身 |
| 定期部分 | 隆志 | 隆志 | 慶子 | 3,000 | — | 平成32年まで |
| 終身保険B | 隆志 | 隆志 | 慶子 | 500 | 270 | 終身 |
| 医療保険C | 隆志 | 隆志 | — | — | — | 終身 |

注1：解約返戻金相当額は、現時点（平成25年9月1日）で解約した場合の金額である。

注2：すべての契約において、契約者が保険料を負担している。

注3：契約者配当および契約者貸付はないものとする。

Ⅲ. その他

上記以外の情報については、各設問において特に指示のない限り一切考慮しないこと。

問35

F Pの米田さんは、まず現時点（平成25年9月1日）における大場家（隆志さんと慶子さん）のバランスシート分析を行うこととした。下表の空欄（ア）に入る数値を計算しなさい。

<大場家（隆志さんと慶子さん）のバランスシート>

(単位：万円)

| | | | |
|----------------|-----|----------|-----|
| [資産] | | [負債] | |
| 金融資産 | | 住宅ローン | ××× |
| 預貯金等（外貨預金を含む） | ××× | | |
| 株式 | ××× | 負債合計 | ××× |
| 社債 | ××× | | |
| 生命保険（解約返戻金相当額） | ××× | | |
| 不動産 | | [純資産] | (ア) |
| 土地（自宅敷地） | ××× | | |
| 建物（自宅家屋） | ××× | | |
| その他（動産等） | ××× | | |
| 資産合計 | ××× | 負債・純資産合計 | ××× |

問36

隆志さんが保有する外貨預金の明細は下記<資料>のとおりである。この外貨預金の損益分岐点（円ベースでの払込金額と満期時における円ベースでの元利金受取額が等しくなる為替レートのこと）に、最も近いものはどれか。なお、実際に円転時に適用される為替レート（TTBレート）を解答すること。

<資料>

[外貨預金の明細]

預入金額：100,000豪ドル

預入期間：1年間

預金金利：年2.00%

預入時為替レート（TTMレート）：100.00円

為替手数料（TTMレートとTTS・TTBレートの差）：各0.50円

<計算に際しての留意点>

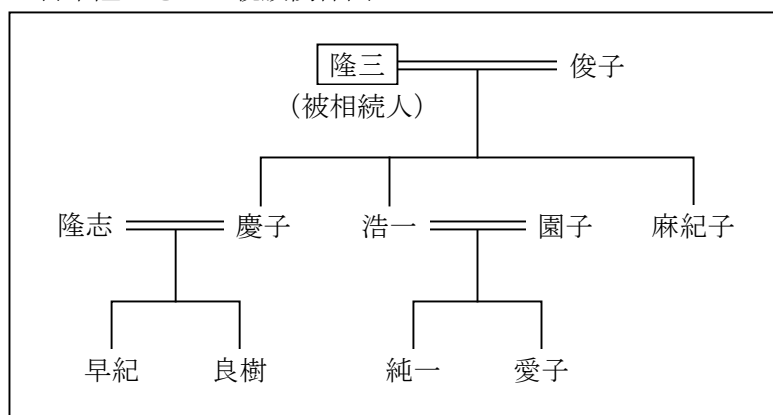
- ・ 利息に対する税金に関しては、計算の便宜上、外貨建ての利息額の20%が所得税および住民税として徴収されるものとする（復興特別所得税については考慮しないこと）。
- ・ 為替差益に対する税金については考慮しないこと。
- ・ 解答に当たっては、算出された為替レートの小数点以下第3位を切り上げること。

1. 99.42円
2. 98.92円
3. 98.53円
4. 98.43円

問37

慶子さんは、将来、父親の宮本隆三さんに係る相続が発生した場合の相続税について、FPの米田さんに質問をした。隆三さんの相続に関する米田さんの次の説明の空欄（ア）にあてはまる数値として、正しいものはどれか。なお、隆三さんの課税遺産総額（課税価格の合計額から基礎控除額を差し引いた後の金額）は9,000万円であるものとする。また、相続を放棄した者はいないものとする。

<宮本隆三さんの親族関係図>



<相続税の速算表>

| 法定相続分に応ずる取得金額 | 税率 | 控除額 |
|----------------------|-----|---------|
| 1,000万円 以下 | 10% | — |
| 1,000万円 超 3,000万円 以下 | 15% | 50万円 |
| 3,000万円 超 5,000万円 以下 | 20% | 200万円 |
| 5,000万円 超 1億円 以下 | 30% | 700万円 |
| 1億円 超 3億円 以下 | 40% | 1,700万円 |
| 3億円 超 | 50% | 4,700万円 |

「仮に現時点（平成25年9月1日）で慶子さんの父親である隆三さんに係る相続が発生した場合の相続税の総額（各相続人等の納付税額を計算する前の金額）は、（ア）万円です。」

1. 612.5
2. 1,150
3. 1,225
4. 2,000

問 3 8

隆志さんには、平成 2 7 年に M Z 株式会社から退職一時金 2, 4 0 0 万円が支払われる予定である。隆志さんの退職所得の金額の計算に関する次の記述の空欄 (ア)、(イ) に入る適切な数値を語群の中から選び、解答欄に記入しなさい。なお、退職時における隆志さんの勤続年数は 3 7 年 3 ヶ月であり、障害者になったことに基因する退職ではない。

隆志さんの所得税および住民税の計算上、退職所得控除額は (ア) 万円、退職所得の金額は (イ) 万円である。

< 語群 >

1 7 0

2 0 5

3 4 0

1, 5 2 0

1, 9 9 0

2, 0 6 0

問39

隆志さんは60歳で定年を迎えるが、引き続き今の会社の再雇用制度を利用して65歳になるまで働く予定である。その場合は厚生年金保険に加入するので、隆志さんは60歳前半の老齢厚生年金が支給できるかどうかFPの米田さんに質問をした。米田さんが下記<資料>を基に計算した在職老齢年金の支給額(月額)として、正しいものはどれか。

<資料>

[隆志さんに関するデータ]

- ・ 60歳以降の給与(標準報酬月額)：22万円
- ・ 60歳以降の賞与(標準賞与額)：年2回の支給で合計60万円
- ・ 年金月額(基本月額)：12万円
- ・ 雇用保険の高年齢雇用継続給付は受けないものとする。

[総報酬月額相当額の計算]

総報酬月額相当額 = 標準報酬月額 + (直近1年間の標準賞与額の合計 ÷ 12)

[60歳前半の在職老齢年金の支給停止額の計算]

- ・ 「総報酬月額相当額 + 基本月額」が28万円以下の場合
支給停止されない(全額支給)。
- ・ 「総報酬月額相当額 + 基本月額」が28万円を超える場合
下表の区分に応じ算出した額が支給停止される。

| 基本月額 | 総報酬月額相当額 | 支給停止額 |
|--------|----------|---|
| 28万円以下 | 46万円以下 | $(\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - 28\text{万円}) \times 1/2$ |
| | 46万円超 | $(46\text{万円} + \text{基本月額} - 28\text{万円}) \times 1/2$ + $(\text{総報酬月額相当額} - 46\text{万円})$ |
| 28万円超 | 46万円以下 | $\text{総報酬月額相当額} \times 1/2$ |
| | 46万円超 | $46\text{万円} \times 1/2 + (\text{総報酬月額相当額} - 46\text{万円})$ |

1. 90,000円
2. 77,500円
3. 65,000円
4. 30,000円

問40

隆志さんは現在、全国健康保険協会管掌健康保険（以下「協会けんぽ」という）の被保険者であるが、退職後の公的医療保険について確認したいと思い、FPの米田さんに質問をした。協会けんぽの任意継続被保険者に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、慶子さんは隆志さんの被扶養者であり、2人の扶養関係は今後も変わらないものとする。

- ・ 健康保険では、一定の要件に該当する場合、資格喪失後も引き続き（ア）は健康保険の被保険者になることができる。これを任意継続被保険者という。
- ・ 協会けんぽの任意継続被保険者の保険料は、「資格喪失時の標準報酬月額」または「協会けんぽにおける全被保険者の標準報酬月額の平均額」の（イ）を基に算出され、その全額が自己負担となる。仮に、隆志さんが定年後再就職をせず、所定の期間内に申出をして任意継続被保険者になった場合、慶子さんは引き続き被扶養者になることが（ウ）。

<語群>

- | | | |
|-----------------|-----------------|--------|
| 1. 1年間 | 2. 1年6ヵ月間 | 3. 2年間 |
| 4. いずれか少ない方の額 | 5. いずれか多い方の額 | |
| 6. できる（保険料加算なし） | 7. できる（保険料加算あり） | |
| 8. できない | | |